

他医療機関や社会福祉施設との連携強化に向け

町立病院 地域医療連携室を設置

町立病院は4月、これまで院内に設置していた「総合相談室」に代わり、「地域医療連携室」を設置し、新たにスタートしました。町民の皆さま、よろしくお願いします。

設置の目的 町立病院にこれまで設置していた総合相談室は、平成18年度当時、患者に関する相談業務や保健・医療・福祉施策推進（3連携）などを目的に院内に開設し、これまで保健師や社会福祉士といった国家資格を有する医療専門職員1名が常駐、入退院における各種相談などに応じてきました。しかし開設から13年が経過し、町内外関係なく、他医療機関や社会福祉施設との地域医療連携強化に向けた取り組みが加速するなど、役割が多方面にわたり、業務も多様化してきたことから、この度総合相談室を改編し、新たに地

域医療連携室として設置しました。



地域医療連携室の業務内容 地域医療連携室の主な業務は以下の5点です。また、これまで総合相談室に勤務していた社会福祉士1名に加えて、新たに5名の医療専門職を配置し、皆さまからの相談や意見などに対応していきます。

- (1) 町立病院全体における広報、総合相談、意見や要望などに関すること
- (2) 患者相談、記録作成（入院や転院・退院調整、老健施設入所に関すること）
- (3) 地域医療連携（紹介元や紹介先となる医療機関等との連絡調整や訪問診療の相談や依頼等調整など）
- (4) 各種算定に関する業務（各種加算取得や要介護認定主治医意見書に関する調整など）
- (5) 医療政策の推進に関すること（回復期病床への転換に向けた検討、病院改築に向けた提案、電子カルテ等情報化推進に向けた検討など）

私たちが、地域医療連携室の担当職員です

**地域医療連携室**

外科外来横（旧・機能訓練室）

よろしく
お願いします！